

改正

平成20年9月17日条例第49号

平成21年3月23日条例第29号

平成27年6月29日条例第50号

平戸市図書館条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、平戸市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平戸市立平戸図書館	平戸市岩の上町1458番地2
平戸市立永田記念図書館	平戸市紐差町678番地1

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書その他の資料を収集し、整理し、及び保存に関すること。
- (2) 図書その他の資料の閲覧及び貸出し並びに図書等の調査相談に応じること。
- (3) 読書講演会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (4) 他の図書館、学校、博物館、研究所等との連絡及び協力を行うこと。
- (5) その他図書館設置の目的達成に必要なこと。

(職員)

第4条 平戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第5条 図書館の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	平戸市立平戸図書館	平戸市立永田記念図書館
開館時間	午前10時から午後8時まで	午前10時から午後6時まで
休館日	(1) 12月28日から翌年の1月3日までの日 (2) 特別整理期間 15日以内	(1) 毎週火曜日 (2) 毎月最終日曜日 (3) 12月28日から翌年の1月3日までの日 (4) 特別整理期間 15日以内

備考

ただし、平戸図書館においては、午後6時から午後8時までは閲覧と自動貸出機による貸出のみとする。

(入館の制限等)

第6条 館長は、図書館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

2 図書貸出しを利用できる者は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する機関、事業所又は3人以上の者をもって構成する団体

(損害賠償)

第7条 図書館の建物、設備、図書その他の資料等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第8条 教育委員会は、図書館運営の円滑化を図るため、平戸市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じて、図書館の運営に関する重要事項について、調査審議する。

3 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬及び費用弁償）

第9条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その他の委員の額」とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平戸市立図書館条例（平成12年平戸市条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（委員の任期の特例）

3 この条例の施行の際における委員の任期については、第9条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成20年9月17日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平戸市図書館条例の規定は、平成20年6月11日から適用する。

附 則（平成21年3月23日条例第29号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第50号）

この条例は、平成27年8月1日から施行する。